大分県景観ハンドブック作成業務委託仕様書

第1条 業務の目的

良好な景観の保全・形成を図るには、地域の住民にその地域の景観の価値や自らの役割について、認識してもらうことが重要である。さらに、景観に対する知識を高め、主体的に行動する人材を育むためには、子どもから大人まで様々な世代を対象にあらゆる場所で景観に関する学びを促していくことが必要である。昨年度、小学校高学年を対象とし景観副読本を作成した。本業務は、中学生以上のすべての県民を対象に、景観に関する理解を深め、「おおいたらしい景観」の価値に対する気づきを促し、さらなる良好な景観の保全・形成を推進できるよう、景観ハンドブックを作成する。

第2条 業務内容

業務内容は以下のとおりである。

(1) 計画·準備

ハンドブック作成にあたっての、計画・準備を行う。

県民等にとって身近な景観の情報を提供するため、大分県内各所の景観の特性や成り立ちなどの情報を含んだものとすること。また、景観シンポジウムや生涯学習等で活用できるものとすること。

(2) 情報収集·整理

- ア 使用する写真・資料等については、委託者が所有する素材は委託者が提供するものとする。ただし、 不足する物については、受託者が準備すること。
- イ 取材・写真撮影を行なう際にはあらかじめ関係機関と十分な調整を行ない、撮影許可ほか必要な手 続き及び一切の業務を行なうこと。

(3) 企画構成

- ア 県民を対象とし、主に景観シンポジウムや生涯学習等での活用ができるものとして企画すること。
- イ ワークショップやグループワーク等への活用が可能である内容とすること。
- ウ 文章とともにイラスト、写真等を効果的に用い、理解しやすく視覚的にわかりやすい表現とすること。
- エ ア〜ウにより受託者が企画構成を提案し、委託者と協議のうえ構成を決定すること。
- オ ハンドブックA5版とし、概ね15~20ページ程度とすること。
- カ ハンドブックとともにハンドブックの概要版(大分県 HP や SNS 等の広報に活用)を作成すること。

(4) デザイン校正

白黒印刷を行なう場合を想定し、白黒印刷であってもイラストや写真等の記載内容が判別できるものとすること。

(5) ハンドブックの作成

ハンドブック(A5版、フルカラー、概要版含む)は、版下原稿データとして汎用性のある電子データで作成し、後日、委託者が更新等容易に加工できるよう、オリジナルデータ及びPDFデータで納品すること。

(6) 打合せ・協議

打合せ回数は3回程度とし、協議の上、変更できるものとする。初回及び成果品納入時の打合せには 担当者が出席するものとする。打合せには資料の印刷、電子データを提出することとし、打合わせ後に は協議録を作成し提出すること。

第3条 成果品の納品

(1) 県への納品物

本業務の成果品は以下のものとする。なお、作成した成果品の一切の権利は大分県に属するものとする。

ア 成果報告書(A4版、パイプ式ファイル製本)

1部

イ その他業務により生じた資料(イラスト、図、グラフ等)

1式

ウ 電子データ (CD-R、ア~イに関する電子データ)

1枚

エ ハンドブック (A5版、マットコート135k、カラー、中綴じ冊子) 400部

(2)納品場所及び期限

場所 大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課 景観・まちづくり班 期限 令和7年2月28日(金)

第4条 実務上の留意点

- (1) 受託者は、本委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。 ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、本契約の調整、準備、実施等あらゆる事項に係る支払い業務を行なうこと。また、それらに係る費用は委託料に含むものとする。
- (3) 本事業に関する事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。

第5条 著作権等

受託者は、受託業務に係る成果物の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号(第27条及び 第28条の権利を含む。)を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行なわな いこととする。

また、受託者は成果物に係る全てについて、委託者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。

第6条 機密情報及び個人情報の保護

委託者及び受託者は、本業務を行なうに当たり取り扱う機密情報及び個人情報を、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、必要な措置を講じ、適正に取り扱わなければならない。

第7条 書類の提出

(1)受託者は、委託契約書に定める書類のほか、委託者との協議等により指定された書類について提出しなければならない。

(2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものについては、受託者において様式を 定め、提出するものとする。

第9条 その他

- (1) 本仕様書は企画提案のためのものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、並びに定めのない事項については、委託者と協議のうえ定めることとする。